

制度の名称	銚田市災害見舞金支給制度																														
支援の種類	給 付																														
制度の内容	●被害程度の判定基準 住家の被害については、現に居住してる住家をいい世帯を単位とする。 <table><tr><th>区 分</th><th>被 害 程 度</th></tr><tr><td>全焼等 (全焼・全壊・流失)</td><td>住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達した程度のもの又は延床面積の 70 パーセントには達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの</td></tr><tr><td>半焼等 (半焼・半壊)</td><td>住家の焼失損壊した部分が、その住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>前2号の規定に該当しない場合であって、浸水がその床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住できない状態になったものをいう。</td></tr><tr><td>死 亡</td><td>死亡した者とは、災害発生後 6 箇月以内に当該災害が直接起因で死亡した者をいう。</td></tr><tr><td>負 傷</td><td>負傷した者とは、災害が直接起因で負傷し、全治 1 週間以上の入院加療を要するものをいう。</td></tr></table> ●支給額 1 住家の焼失、損壊等の場合 <table><tr><th>区分</th><th>1 人世帯</th><th>2 人世帯</th><th>3 人世帯以上</th></tr><tr><td>全焼等</td><td>50,000 円</td><td>60,000 円</td><td>1 人増すごとに 10,000 円を加え限度額 100,000 円</td></tr><tr><td>半焼等</td><td>20,000 円</td><td>25,000 円</td><td>1 人増すごとに 5,000 円を加え限度額 50,000 円</td></tr><tr><td>床上浸水</td><td>5,000 円</td><td>10,000 円</td><td>1 人増すごとに 5,000 円を加え限度額 20,000 円</td></tr></table>			区 分	被 害 程 度	全焼等 (全焼・全壊・流失)	住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達した程度のもの又は延床面積の 70 パーセントには達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの	半焼等 (半焼・半壊)	住家の焼失損壊した部分が、その住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの	床上浸水	前2号 の規定に該当しない場合であって、浸水がその床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住できない状態になったものをいう。	死 亡	死亡した者とは、災害発生後 6 箇月以内に当該災害が直接起因で死亡した者をいう。	負 傷	負傷した者とは、災害が直接起因で負傷し、全治 1 週間以上の入院加療を要するものをいう。	区分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯以上	全焼等	50,000 円	60,000 円	1 人増すごとに 10,000 円を加え限度額 100,000 円	半焼等	20,000 円	25,000 円	1 人増すごとに 5,000 円を加え限度額 50,000 円	床上浸水	5,000 円	10,000 円	1 人増すごとに 5,000 円を加え限度額 20,000 円
区 分	被 害 程 度																														
全焼等 (全焼・全壊・流失)	住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70 パーセント以上に達した程度のもの又は延床面積の 70 パーセントには達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの																														
半焼等 (半焼・半壊)	住家の焼失損壊した部分が、その住家の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの																														
床上浸水	前2号 の規定に該当しない場合であって、浸水がその床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住できない状態になったものをいう。																														
死 亡	死亡した者とは、災害発生後 6 箇月以内に当該災害が直接起因で死亡した者をいう。																														
負 傷	負傷した者とは、災害が直接起因で負傷し、全治 1 週間以上の入院加療を要するものをいう。																														
区分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯以上																												
全焼等	50,000 円	60,000 円	1 人増すごとに 10,000 円を加え限度額 100,000 円																												
半焼等	20,000 円	25,000 円	1 人増すごとに 5,000 円を加え限度額 50,000 円																												
床上浸水	5,000 円	10,000 円	1 人増すごとに 5,000 円を加え限度額 20,000 円																												

	2 死亡等の場合		
	区 分	世帯の生計を主として維持していた者の場合	その他の者の場合
	死 亡	100,000 円	50,000 円
	全治 3 箇月以上の負 傷	30,000 円	20,000 円
	全治 1 箇月以上 3 箇月未満の負傷	20,000 円	10,000 円
	全治 1 週間以上 1 箇月未満の負傷	10,000 円	5,000 円
活用できる方	●鉾田市に住所がある方		